

令和元年9月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年9月19日(木) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について

出席農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 高木 幸恵 委員 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 欠 席 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部 忠吉 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長

志賀 睦

主 査(併任)

大和田 千歳

副主査(併任)

森田 洸平

6. 開会

○志賀事務局長

それでは、只今より双葉町農業委員会9月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様、ご苦労さまでございます。台風15号による千葉県内の住宅被害、電柱の倒壊、倒木などによる停電、それによる通信不通、さらには農作物の甚大な被害を受け未だ被害の全容がつかめない実態であります。被災者の方々には心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い生活再建をお祈りいたします。先日、富岡町においてJAふくしまさくら主催の元、三倍相当額賠償意向の取扱い説明が開催され農家一個人として出席しました。東京電力担当者の説明によると帰還困難区域の営農再開農業者には農地を田に使用している場合などを除き従来通り賠償は継続されるとの説明があり当然のこととはいえ一応、ひと安心いたしました。ところが、そもそも説明会表題でもあります三倍相当額とは何を持っての三倍額なのか、その他さまざまな疑問が残ることもあり、今後とも農業者全体がしっかりと賠償を進めなければならないと改めて感じたところです。以上です。

8. 議事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

議事に入る前に、澤上委員、吉田農地利用推進委員、高田農地利用推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よろしく申し上げます。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年9月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。

議事録署名人には4番 木幡 治 委員、5番 吉田 晴男 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条第1項及び同条第3項規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和元年9月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容に関しまして、双葉町大字長塚字観音堂××番地の ×× ××氏から息子の ×× ××氏への生前一括贈与の申請となります。資料6ページより8筆となります。7筆が田、1筆が畑となります。面積は7, 567平方メートルとなります。双葉町の下限条件面積の5反分を満たしております。以上です、ご審議をよろしく願いいたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果を調査委員である大橋委員から報告願います。

○大橋委員

報告させていただきます。議案第1号につきまして、譲渡人×× ×× 氏 のところに9月10日18時27分頃、電話で連絡しました。

×× ×× 氏へ 今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については生前一括贈与により、×× ×× 氏 へ譲渡したいとのことでした。

譲受人×× ×× 氏へは9月10日、20時に電話で連絡し、×× ×× 氏 についても今回の申請内容について間違いありませんとのことでした。また、避難指示解除後には営農再開されるとのことです。以上報告します。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料29ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年9月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

こちらに関しまして、資料の30ページをご覧ください。こちらは町で行う工事となります。被設定人は双葉町長伊澤 史朗となり、設定人は×× ×× 氏 となります。場所は双葉町大字前田字桜町××番×、××番×、××番×の田となります。線路の下にある水路が、東日本大震災により隆起等しており、水が流れず溢れているため産業課で補修工事を行う事業となります。今回535.57平方メートルを一時転用いたします。資料48ページの図面より松本歯科医院の並びとなり、高架橋に隣接する3筆を288号線から下におりまして仮設道路を造り JR 沿いの水路を補修します。

水路に関しまして一部、東洋電溶株式会社の社宅があり、水路を取り除くことによって建物が JR 側に倒壊する恐れがありますので、JR の用地を通りながら新たな水路を造っていく予定です。そこから上流に関しては壊れている側溝は新設いたしますが、使えるものは敷設替をしまして下流域に水を流せるようにする予定です。仮設道路を4メートルから7メートルの幅をとりまして、工事をしながら資材や事務所を置きます。許可の日から約5か月とい

うことで来年の2月28日まで予定しております。ただ、工事に関してはまだ発注をしておりませんので、今後許可をいただきながら進めていきたいと思っております。資金に関して用地は単独、需要資金で行い、工事に関しては加速化交付金という事業を利用します。

今後、工事が終わり次第資材、施設を撤去し農地に復元いたします。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果ですが、調査委員の澤上委員が欠席のため事務局から報告願います。

○事務局長

報告させていただきます。9月13日9時半より立会を行いました。現地に鉄板が敷いてありまして無断転用という状況がありましたが、調べた結果、町の土地と間違えて設置されていたという状況でしたので、原状を回復することを地元業者に話をさせていただきました。

以前はJRの工事に使われていましたが今年の7月いっぱいまで所有者に農地として返却されていますので現状問題はありません。以上です。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○渡部委員

資料41ページの図面より前田字桜町××の土地は借りなくて大丈夫なのですか。

○志賀事務局長

土地の所有者には口頭で了解をいただきましたが、千葉県に住まわれている方で台風の影響により書類のやり取りが難しい状況です。今後、必要となりましたら再度、一時転用を行う予定です。

◆議長（泉田会長）

その他ございますか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時45分）

引き続き、下記事項について協議

(1) 令和元年10月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について事務局より報告

- (1) 農業経営改善計画の認定について
- (2) 工事進捗状況報告について
- (3) JR 常磐線復旧工事に伴う農地の一時使用について
- (4) 農地利用計画届出書について

閉会時間 14時00分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長..... 泉田 健一 ㊟

議事録署名人..... 木幡 治 ㊟

議事録署名人..... 吉田 晴男 ㊟